

第二節 琉球服属時代 (十八世)

一 琉球への入貢

昇曙夢氏著「大奄美史」によると、

「大島諸島が始めて琉球へ入貢したのは龜山天皇の文永三年（一二六六）琉球王英祖（えぞのてだこ又はえぞのいくさもい）の時であった。初め英祖王はその来貢を辞して言った。『遠海の地吾が政令の及ぶ所にあらず、然るに何ぞ来貢せしや』と。島民益々悦服して言ふには、『近年吾が海島烈風猛雨の災害なく五穀豊熟を見る。是れ専ら國王善政の天地を感動せしめたるの結果なり。是を以て朝貢し来れり』と。そこで英祖王大いに悦びて、その貢物を受け、厚く之を賞して送り帰らしめた」とある。また、琉球の正史（評定所の秘書）「球陽」には、

「英祖王七年大島等（大島諸島のこと）の処皆始めて入貢す。王曰く海を隔て地を異にす、素より我が政令の及ぶ所に非ず。何の為に来り貢するやと、対へて曰く、近ごろ我が海島烈風猛雨の患なく五穀饒熟す。是れ必ず國王の善政、天地に感ずるの故なり。是を以て来り貢すと。王悦びて其の貢を受く。而して厚く賞して送り帰す。

次後毎年入貢す。東北諸島（大島諸島のこと）入貢の後王輔臣に命じて公館を泊村に建てしめ、官吏を置きて諸島の事を治めしむ。即ち今の泊御殿是れなり。又公倉を泊御殿の北に建て諸島の貢物を收貯せしむ。即ち今の天久山の聖現寺是れなり。但公館公倉は何れの年に之を建て並びに何れの代に公倉を以て寺院と為せしや、俱に年代考え難し故に附記す。」とある。いずれも英祖王の聖徳を慕つての入貢としているが、中山の権威を誇示しての叙述にすぎない。

これについて、伊波普猷氏はその著「沖繩考」の中で「これは後世の思想を以て往時を推したものに相違なく、好んで属国になりに出かけた筈はないのだから之を文字通り解してはなるまい。多分連年の豊作で生活

に余裕のできた島民等が剰余の物資を以て交易しに來たと考えるのが真相に近く、その齎した物資は琉球側から見れば『かまへ』で、その代りに与えられた文化的製造品も、大島側から言えば等しく『かまへ』であった。

こうして彼等は有無相通ずる為に以来頻繁に來航したが、この経済的關係は漸次政治的關係に推移し、いつしか併合されたものと見るのが妥当であろう」と述べている。

したがって、大島諸島の琉球服属は征服によるのではなく、招諭によるものでもなく、善政を慕つて自発的に入貢したのである。このことは大島諸島を属領扱いすることもなく、奴隷視したり差別扱いをしたこともなかったことから、推測できることである。

しかも、それが大島諸島の同時期的入貢ではなく、沖繩本島に近い与論や沖永良部島は、以北の諸島より早かつたに相違ないとの学説もあるが、喜界島や大島本島の離反は長く続き、琉球の遠征が後を絶つたのは元龜二年尚元王十六年（一五一七）であった。英祖時代の入貢より約三百年後のことであることを思えば、なるほどと首肯

できる。

琉球服属時代のことを、古者たちは十八世（那覇の世）と言ひ、琉球への旅行をナハタビ（那覇旅）と言ひ、ときには那覇見物したなどと言つて、親近感と慕親の情を表していたと伝えられているが、日常歌われている俗謡や習俗などからも、琉球との関係がどのようなものであったかが想像できる。

爾来（じらい）、慶長十四年（一六〇九）島津氏の琉球征伐に至るまでおよそ三百年間、大島諸島は琉球の支配下にあったのであるが、琉球との関係はその後もずっと続くのである。

二 琉球王国治下の沖永良部島

「中山世鑑」によると、英祖時代の道之島支配権は中山にあったが、それが三山分立時代には北山に移つていたことは、「沖永良部島郷土史資料」の「世之主がなし由緒記」によると、初代永良部世之主は北山王の第二王子真松千代で、初め玉城村の金の塔（ほな）に館を構えていたが、後に後蘭孫人の築いた越山の城に移り居城とした、とい

うことからも想像できる。

北山による支配の前後を問わず、国頭按司の居城国頭城の外港屋嘉比を通じて相互に交易が盛んであったことは、「おもろ」によつて知ることができる。

大島諸島がはじめて入貢した後、その統治に関する機関として、泊村に公館（後の泊御殿）が建てられて官吏が配され、また諸島の貢納物を収貯する公倉（後の天久寺）が天久に建てられた。（「球陽」巻二）、その後設置された統治機関が「自ニ奥渡一上之設理」である。

それについては、「琉球國由來記」の「無ニ于今ノ官職一御藏之事」の条に「尚清王時代嘉靖十八己亥（一五三九）六月二十九日、毛氏保榮茂親雲上盛定任比職従国頭至与論、永良部掌^レ之也（見家譜）建官止官之年代不可考矣」とある。「球陽」にも「毛見彩（保榮茂親雲上盛定）奥渡より上の設理に任ぜられ以て国頭より与論、永良部に至る事を掌る」と記載されている。「琉球国旧記」（一七三二）には「自奥渡上之設理専ニ管国頭並与論、永良部等事」とあり、また国頭も「自奥渡上之設理」の管轄としている。「おくとより上」は国頭方全体の呼称でないから「琉球國旧記」のいう国頭は、与論島に渡る奥、

辺戸地方を指すのであろう。首里からみて沖繩島の奥端の渡と解してよい。

中山王の完全支配に服する以前の道之島が、その方面の海上権を握っていた。勝連の阿麻和利の支配下にあったことは伊波晋猷の説くところである。勝連間切には「よろん」という村があり、後で廃村になるがこれは勝連按司が、かつて支配していた与論の島名によつた村名に相違なく、さらに与論の支配権の喪失が「よろん村」の衰滅を招いたと推定されないこともない。

自奥渡上之設理の実権は阿麻和利から護佐丸に移つた。むしろ道之島およびそれ以北の大和との貿易によつて経済的ひいては政治的、軍事的に強大化していく勝連を抑えるために、西海岸の護佐丸が進出したとみるべきである。

護佐丸による道之島への支配的進出は、第一尚氏王統による支配を確立化していった。そして、尚徳王が喜界島遠征からがい旋した二四六六（文正一・尚徳六年）、「おくとより上」の行政事項を掌る泊里主がおかれた。

「琉球國由來記」には任命当時の泊里主の全職掌は未詳であるが、道之島五島の年貢のことが含まれていたと

記してある。泊里主はその後泊町奉行、泊地頭となり、

また表十五人の一つとなつて戸籍以下の事務を掌り、兼ねて泊町の民政を預つたが、職掌が複雑化する過程で「おく」とより上の設理」が独立した。

前記の保榮茂親雲上は、一五二八（尚清王二年）に那覇里主、一五三九（尚清王）に自奥渡上之設理、一五五六（尚元一年）に双紙庫裡に任命された人である。

道之島の行政機構は、「自奥渡上之設理」の下に間切、村役人が任命されて、沖繩本島と同一体制の支配が行われていたことは、辞令書や家譜からも知られる。

沖永良部関係でいえば、一六〇七（万曆三十五年尚寧十九年）与那覇康村が伊良部文字に任命され、万曆年間姚姓又吉が恵良部地頭職に任ぜられている。

こうして、大島諸島が琉球への服属を歌つたものであろうといわれる。

(一) 大島七間切喜界五間切、徳、永良部与論ナハの世さめ

(二) 喜界や五間切、大島や七間切、徳水良部そろてい

那覇の地方

という琉球の三味線歌のごときは、琉球との同一体制が

樹立してからできたものであろう。

三 琉球征伐と沖永良部島

琉球と道之島との関係を政治的に切断したのが、慶長十四年（一六〇九）の薩摩による琉球侵略であった。薩摩軍の沖永良部島における状況をみると、慶長十四年三月四日山川港を発して、七日ころ奄美大島諸所に着岸し、次いで徳之島、沖永良部島に進んだ。

「島主首里の主（那覇の國主の婿）は、薩摩の大島を伐つを聞き、胥議して曰く我が島の周り岩石多くして船を寄せるに困難であるから之を捨て那覇の方へ進むであろうと、その備へを怠つた。ところが薩摩軍至るに及び潮満ちて、岩石を没したので衆船悉く乗入れた。

首里の主、蒼皇なす所を知らず僧を遣つて降参を申込んだ。薩將樺山権左衛門久高は『一戦にも及ばず馬鹿共等』と笑われたるより、之より此地を馬鹿尻と名づけたと。

又一説に曰く、島民粟粥を炊いて薩兵の脛を爛さんとしたが、薩軍上陸の頃は冷えていたので、薩軍は

之を食し却て元気を起したから馬鹿尻というところ。」

薩軍はこれから琉球に攻め寄せ、尚寧王をはじめ謝名親方以下の捕虜を連れ鹿兒島にがい旋したのは、慶長十四年五月二十五日である。

(注)粟粥あわがゆを炊いたのは穀霊信仰に基づくものである。

四 割譲後の琉球と沖永良部島

琉球は敗戦の結果として慶長十六年(一六一二)八月、喜界、大島、徳之島、沖永良部島、与論島の五島の割譲を命令され、琉球と道之島との約三百五十年にわたる支配対被支配関係は断絶されることになった。

それでも寛永十二年(一六三五)盛増高もりましな、寛永八年(一六六八)報告の「琉球國郷帳」には琉球国之内永良部島とあって、高千七百人拾石徳時間切、高五百八十八石大城間切、高千七百九拾石五斗枇留間切と、沖永良部の三間切について年貢の石高を規定している。

「中山世譜附卷」(一七三二)は「彼五島原係吾國管轄之地故容貌衣服迄今留、与吾國無二以相異」と記し、割譲後も共同関係の持続があったことを指摘してい

る。事実、両者の歴史的関係は政治的な面をも含めて割譲以後も続いた。

その中から具体的に、(一)御冠船における道之島側の見次物貢納、(二)災害時における琉球側の米穀の貸し付け、(三)遭難漂着船の相互処置、(四)島民間の日常生活上の関係等につき、沖永良部に関する分を略述するが、それには薩摩の琉球および道之島支配の基本路線を一瞥しておく必要がある。

薩摩の琉球侵略の主目的は、①異国領有の事実を天下に誇示して、その権威を高めること。②日明貿易復活のあつせんを行わしめること(復活が不可能になったため、琉球は貿易の仲介役を強制され、その利益はすべて幕府、薩摩に収奪された)にあった。そして②の目的を達成するためには、対外的措置として琉球の独立を否認することとは絶対にできなかった。

薩摩の付庸国たる事実の偽装にいかにも苦心したか、それは後の「勅使御尋之時晴様」(「旅行人心得書」)の一例でも知られるところである。

道之島領有以後、その方面の諸島を宝島と称せしめ、島民の風俗習慣をはじめ、生活様式の本土化を禁止した

のも、すべて如上じやうじやうの苦肉の策の表れであった。これらの点からみて、薩摩からすれば道之島は対外的には割譲後も独立国琉球の一部であった。したがって割譲後の琉球と沖永良部島との関係については、両者の日中両国に對する兩属的地位を無視することは、問題の本質を見失うことになる。

(一) 御冠船時の見次物

道之島が割譲後も御冠船時の見次物(調物)を負担したことは、上記のごとく、中国に対しては道之島は琉球の属領であったからである。「道之島代官記集成」による限り、享保四年(一七一九)の尚敬冊封に始まって、慶応二年(一八六六)の尚泰に終わっているが、寛永十年(一六三三)の尚豊、寛文一年(一六六三)の尚質、天和三年(一六八三)の尚貞のときも負担したに相違ない。明記された沖永良部島関係の年次は、次のごとくである。

回数	冊封年	国王	調物名	宰領人物
1	享保四年(一七一九)	尚敬王	諸人目調物	与人平安山取松後一人
2	宝暦六年(一七五六)	尚穆王	調物	与人寄富久政提具志政

- 3 寛政三年(一八〇〇) 尚温王 調物 与人真玉橋提平安端
- 4 文化五年(一八〇八) 尚灝王 調物 与人西正取松役平安雄
- 5 天保九年(一八三八) 尚育王 調物 与人饒霸取松役饒丕
- 6 慶応二年(一八六六) 尚泰王 調物 与人蘇延良取松役蘇延讓

右のうち5に関しては、宰領人與人寄饒霸の弟ノ葉はつば(操垣晋)の「天保九戌成歳渡琉日記」がある。それには「後年冠船之節御見合可然候」と記されており、この記録は大正十年(一九二二)伊波晋猷が操垣勁(垣晋の孫)家で収録され、「渡琉日記を紹介する」の題で同年十月二十日(二十七日)までの「琉球新報」に掲載され、後に「琉球古今記」に収められた。

見次物の品目は、「右者冠船渡来に付沖永良部島より御見次物として宰領人饒霸より確かに相受取候」とある。辻平等つじひら主取の受領証のごとく、豚八十四匹、鶏二十七羽、卵六百五十二甲で、ほかに小麦十二俵が借り入れ船で送られたことが日記に記されている。6の慶応二年(一八六六)の、沖永良部島からの豚八十四疋のうち四十疋は荒海のため捨荷したもの、四十四疋は船が小さくて最初から積み残したもので、これらは従来の冠船時における

死損豚の例にならない、四千八百貫文をもって代銭納入している。

見次物の種類からみて、冊封使の食料に当てるための貢納であったが、見次物の受領証を出した辻平等は、冊封使一行に供給する食糧その他のことを取り扱う所であった。

一行は与論島から借り受けた水夫六人乗りの舟（喜玖仁舟）で、天保九年閏四月十二日伊延港を出港して、与論島赤佐港に寄港し、そこから古宇利島を目指して航行したが、風向きが思うに任せず伊是名島にたどり着き、ここから本部半島を通過して、沖永良部出港後十日目の二十一日に那覇川内に乗り入れた。沖永良部から古宇利島のコースは「おもしろ」にも見えるごとく、道之島通いの航路であったが、伊平屋渡の潮に乗ると伊平屋島に押し流される海域であった。

ノ葉は和歌、琉歌、漢詩に通じた人で、彼が旧友の御典薬役、盛元親雲上を訪問したとき、そこに豊見城按司ほか二、三の官吏が冊封使接待の役用で同宿しており、その中に後の牧志恩河事件の中心人物たる板良敷里之子（イタラシキサトメシ）（牧志朝忠）がいた。一行は詩歌を賦して旧懐をあた

(二) 災害時の救米

道之島は本琉球と同じく毎年何回となく台風の襲来する所で、生産に乏しく、備荒貯蓄もできない地域であっただけに、台風のもたらす被害はききん、餓死に通じた。台風のほか霖雨、干ばつ、蝗害、それに伝染病による病被害も続出した。これらの被害からの復旧にあたっては、各島の代官所は食糧の供給、建築資材の提供、上納の延期などを緊急事項とした。食糧の供給については、本琉球からの救米借入れが慣例化していた。これは、この事実が中国に知られても、何の支障も起きるものではなかった。

史料上での沖永良部島の本琉球からの借り入れは、天明元年（一七八二）に見えている。全国的に広がった天明のききんにつながる災害は、琉球や道之島では安永年間（一七七二―一七八〇）に始まり、とくに天明元年（一七八一）には徳之島、沖永良部、与論島とも、五月十九日夜、六月十七日夜、七月二十六日夜、八月四日夜に台風の襲来を受け、十月には大ききんが訪れた。そのため三島とも琉球から救米を借り入れているが、沖永良

めた。琉球の名士たちとの詩歌の交換や書簡の往復はその後も続き、ノ葉の琉球人との交友の深さを物語っている。十六年振りの旧友との再会ともあるから、彼はおそらく琉球の国学で学んだのであろう。

四月二十六日、見物人が沖永良部島からやってきて宿の部屋が狭くなったので、糸目という所へ引っ越しをした。こうしてみると、御冠船のときには見物人が道之島からもつめかけてきたことが知られる。冠船時には道之島も琉球国内となるのであるから、見物人の往来は禁止しようもなかった。しかし冠船時の見次物の負担に関しては、道之島は偽装的属領におかれていたばかりに、薩摩より臨時負担を強いられたわけである。

一行は六月二十九日に帰島することになり、その前の晩ノ葉は盛元親雲上、板良敷里之子らの送別会に招かれまた豊見城按司からの招待もあり、互いに和歌、琉歌の贈答があった。彼らは、八月三日の冊封式の盛典をも見ないで帰っているから、その来琉目的はまったく見次物の貢納にあったことが知られる。

部島の拝借米五百四十石は、与論島のもの三百六十石とともに琉球で借り受けた五艘の積船で運搬した。沖永良部島の分の受け取り人は、横目真玉橋ほか三人で、運賃は一俵につき二升三合であった。五艘のうち一そうは遭難し、二十石余の捨て荷を余儀なくした。

(三) 遭難船の処置

頻繁たる台風の襲来は、航海船の遭難および漂着を多発せしめた。琉球船、道之島船、倭船、異国船とさまざまの船が災難に遭っているが、鎖国令が布かれていたもので、異国船では、さすがに唐船、朝鮮船以外のものは少なかった。道之島沿岸での琉球船の遭難、漂着は代官所の指令に従い、琉球沿岸での道之島船の処置は、在番奉行の指令に基づき相互の島に送り届けられた。

また道之島における異国船は幕府の取締令に従い、薩摩藩の指令によって処置された。その後元禄九年（一六九六）に至り、幕府は道之島漂着船中の南蛮船ならびに切支丹の疑いのある者以外の異国船の中、破損しないものは順風しだい出帆せしめ、破損したものはその乗組員、貨物とも琉球へ送り、琉球から進貢船あるいは護難船を

もつて福州へ送らせることにした。沖永良部島に關係のあるいくつかの例をあげてみよう。

宝曆七年（一七五七）十月、島津重年の一年忌法会のために上国した向氏真境名親雲上の帰国船が沖永良部島で座礁し破船した。真境名は小舟を雇い入れ、十二月に帰国した。

文化十四年（一八一七）久高島人三人が鳥島に赴き、そこで連縛独木小舟三隻を組み立て、鳥島人四人を乗せて七人で沖永良部島に渡り、米や豆などの食糧品を仕入れて鳥島に帰る途中で遭難した。連縛独木小舟というのは普通三隻の独木船を組み合わせて一隻の船のごとく仕立てたものである。七人は台湾金包里地方に漂着して救助され、淡水府、福州經由帰国した。ただし、鳥島人四人はほうそうにかかり、治療を受けたが一人は死亡しその地に埋葬された。（「中山世譜」卷十一）

文政三年（一八二〇）には琉球へ帰る夏、楳船が沖永良部島古里村（与和の浜）に漂着し破船した。乗組員は、一部は迎船によって琉球に帰還した。（沖永良部島代官系図）

また嘉永三年（一八五〇）七月には、沖永良部島古見

遭難者の救助、衣食の供給、回送船の提供など、それに要する経済的負担ははく大であった。それは慣例的には地元の負担であった。道之島の貧困ぶりを知しつしている琉球では、琉球遭難船の救助に当たった道之島の人々には褒賞するところがあつた。天明六年（一七八六）に制定した褒賞条例では、それを条例化し「道之島者於洋中逢難船破損等之節相働人命を相助候者、道之島の者より在番所へ相付申出候はば吟味之上相当之位又は品物にても可被下事」と規定してある。沖永良部島民にも当然適用された条項であつた。

（四）日常生活上の關係

道之島が薩摩に割讓される慶長十六年（一六一一）、近くまで中山の遠征を被ったことは両者間の政治的対立の間歌的勃発を物語るものであるが、島民の日常生活が地縁共同体的なものであつたことは種々の面から指摘されている。特に与論、沖永良部は国頭村を中心とする山原と生活上類似的な点が多い。

たとえば、道之島全体が琉球方言圏に属する中で、与論、沖永良部島では山原方言が日常に生きており、ウム

聞役衆の乗船が国頭間切で破損し、かつ同島代官および見聞役の借船二隻が今帰仁間切に潮掛かりした。破船および潮掛かりのことは、那覇役人を通じて在番奉行に届けられた。国頭間切には取締定式に従い横目、附役衆を差し越すこととなり、人馬、飯料の調達が關係筋に令達された。古見聞役は在番奉行の指令に基づき、今帰仁間切の潮掛け船で国元に上ることになった。（評定所書類）。同年には、六月と七月に台風があり、七月の台風では、宮古島の貢納船が道之島龜津に漂着するという事故があつた。

沖永良部島に漂着し、あるいは付近で破船したもので、乗組員が琉球に送られた唐船は、享保十七年（一七三二）、寛延二年（一七四九）に、朝鮮船は享保十一年（一七二六）にその例があつた。ほかに琉球回送を拒否して、長崎へ出港して行った朝鮮船もいた。

享保十九年（一七三四）伊延港に漂着したものがそれで同船には男十八人、女十人（うち生子二人）が乗り込んでいた。

修理のできる船は、あえて琉球に回航させなかつたようである。

イヤミセゼルもいまに歌われ、琉歌やそれによる踊りも同じように行われている。お嶽信仰や神女組織も同一宗教団たる要素を残しており、同一内容の年中行事や通過儀礼もきわめて多い。年中行事のうち与論や沖永良部島にいまも残るシヌグは、沖繩本島では一部地域の行事と化したのが、両島に近い山原では交通關係の深かつた辺戸、奥、楚洲、安田、安波では現在も盛んな行事である。物資の交換を求めての山原船の往来、季節労働者の山原行き、銭の貸借なども王国時代盛んに行われていた。

（参考文献）

宮城栄昌編「沖繩と沖永良部との歴史的關係」

○沖繩の復帰を祝して詠める歌

沖力子（明治二十七年手々知名生）

那覇と永良部、與論ひだみていむ

昔たずねりや 親子島やたむ